

厚生労働省群馬労働局発表  
令和5年10月31日

報道関係者 各位

【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課  
監督課長 五十嵐勇樹  
地方労働基準監察監督官 相澤 敏和  
電話 027-896-4735

## トラック運転者を使用する事業場に対する 令和4年の監督指導等の状況を公表します

厚生労働省群馬労働局は、このたび、県内の労働基準監督署が令和4年にトラック運転者を使用する事業場に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

### 令和4年の監督指導の概要

- 監督指導を実施した事業場は 89 事業場。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、79 事業場 (88.8%)。  
また、改善基準告示\*違反が認められたのは、58 事業場 (65.2%)。  
※ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)
- 主な労働基準関係法令違反事項は、①労働時間 (46.1%)、②割増賃金の支払 (19.1%)、③時間把握 (15.7%)。
- 主な改善基準告示違反事項は、①最大拘束時間 (49.4%)、②連続運転時間 (34.8%)、③休息期間 (30.3%)。

群馬労働局及び県内の労働基準監督署では、引き続き、トラック運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、トラック運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

また、令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、群馬労働局・労働基準監督署のメンバーによる「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を行っています。（別紙2-1参照）

さらに、国土交通省の「トラックGメン」の設置に伴い、国土交通省との連携を強化し、トラック運転者の労働条件の改善と取引環境の適正化に努めてまいります。（別紙3参照）

（別紙1）自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導等の状況（令和4年）

（別紙2-1）発着荷主等に対する要請の取組

（別紙2-2）発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット

（別紙3）「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化（令和5年10月～）

# トラック運転者を使用する事業場に対する 監督指導等の状況（令和4年）

別紙1

## 1 監督指導の状況

- (1) 監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

監督実施 事業場数	労働基準関 係法令違反 事業場数	主な違反事項		
		労働時間	割増賃金	時間把握
89	79 (88.8%)	41 (46.1%)	17 (19.1%)	14 (15.7%)

<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。  
以下同じ。

- (2) 改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
		最大拘束 時間	連続運転 時間	休息期間	総拘束 時間	最大運転 時間
89	58 (65.2%)	44 (49.4%)	31 (34.8%)	27 (30.3%)	25 (28.1%)	19 (21.3%)

<注> 最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間、休息期間：勤務と次の勤務の間の時間  
総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大運転時間：1日及び1週間当たりの運転時間

- (3) 令和2年から令和4年までの3年間における監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反事業場数は、次のとおりであった。

	令和2年	令和3年	令和4年
監督実施 事業場数	69	111	89
労働基準関係 法令違反事業場数	57 (82.6%)	85 (76.6%)	79 (88.8%)
改善基準告示 違反事業場数	29 (42.0%)	56 (50.5%)	58 (65.2%)

(4) 令和4年の監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

## 事例 1

### 労働時間の適正把握が行われていない疑いのある事業場に対して監督指導を実施

#### 概要

- トラック運転者について、停車時間と休憩時間の判別がつかず労働時間が適正に把握されていないことが認められた。
- トラック運転者の連続運転時間が改善告示で定める4時間を超え、8時間の連続運転時間を行っていることが認められた。
- 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、医師の意見を聴いていないことが認められた。

#### 労基署の対応

- 客観的な方法その他適切な方法により、労働時間の状況を把握していないことについて是正勧告した。

#### 指導事項

労働安全衛生法第66条の8の3違反  
労働安全衛生規則第52条の7の3（法第66条の8の3の厚生労働省令で定める方法等）

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づく適正な労働時間の把握方法の検討と実行を指導

- 連続運転時間が4時間を超えていたことについて是正勧告した。

#### 指導事項

改善基準告示違反（連続運転）

- 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、医師の意見を聴いていないことを是正勧告した。

#### 指導事項

労働安全衛生法第66条の4違反（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）  
労働安全衛生規則第51条の2（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）

#### 指導後の会社の取組

- 運行記録計による記録に加え、休憩時間なども含んだ労働時間集計表を作成し労働時間管理を実施した。
- 日々の点呼において、連続運転時間が4時間を超えないように注意喚起し、遵守を徹底した。
- 産業医から意見聴取し、健康診断個人票に医師の意見を記載した。

## 事例 2

### 長時間労働を原因とする脳・心臓疾患の労災請求を契機として監督指導を実施

#### 概要

- トラック運転者について、36協定で定めた上限時間を超える違法な時間外労働が認められた。
- トラック運転者について、改善基準告示で定める1日の最大拘束時間16時間を超えている勤務や、勤務終了後に継続8時間以上の休息期間を与えていない勤務が認められた
- 時間外労働に対する割増賃金が法定の金額に不足していることや、常時深夜業に従事する労働者に対して法定の健康診断が実施されていないことが明らかになった。

#### 労基署の対応

- 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告した。

##### 指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）

- 改善基準告示で定める拘束時間を超えて勤務させたこと、勤務終了後に継続8時間以上の休息期間を与えていないについて是正勧告した。

##### 指導事項

改善基準告示違反（1日当たりの拘束時間・休息期間）

- 時間外労働について2割5分以上の割増賃金を支払っていないことについて是正勧告した。

##### 指導事項

労働基準法第37条違反（時間外労働の割増賃金）

- 常時深夜業に従事する労働者に対し6か月以内ごとに1回、健康診断を実施するよう是正勧告した。

##### 指導事項

労働安全衛生法第66条違反（健康診断）  
労働安全衛生規則第45条（特定業務従事者の健康診断）

#### 指導後の会社の取組

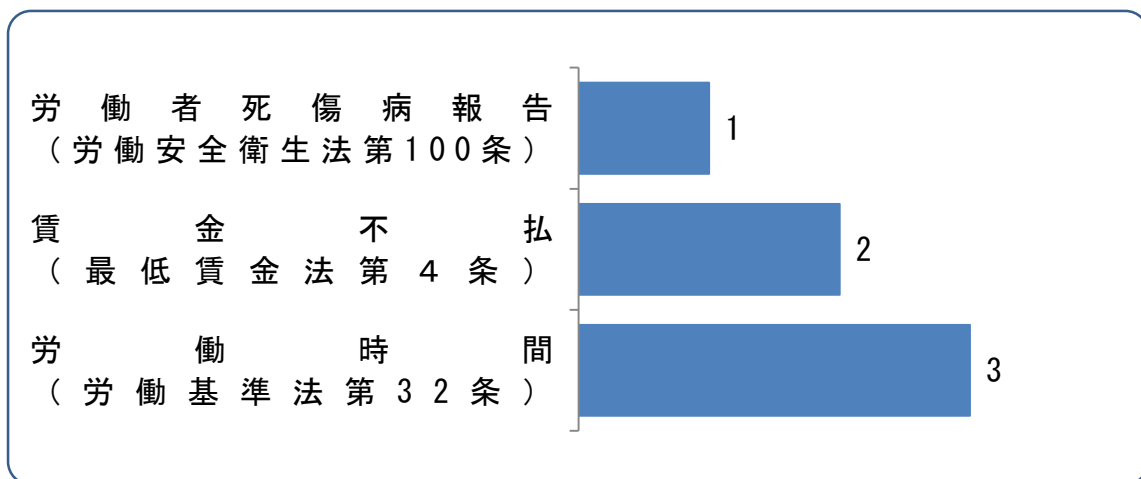
- 運行記録計をアナログからデジタルに更新し、高速道路の利用を増やして、労働時間や拘束時間の短縮と休息期間の確保を行った。
- 法定の割増賃金額を再計算し、差額を支払った。
- 6か月以内ごとに1回健康診断が実施できるように健康診断の実施月を見直した。

## 2 送検の状況

- (1) 令和2年から令和4年までの3年間において、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は、次のとおりであった。

令和2年	令和3年	令和4年
3	3	0

- (2) 過去3年における送検法条文の内訳は、以下のとおり。



## 3 国土交通省との連携

- (1) 地方運輸機関との相互通報

トラック運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

事項 \ 年	令和2年	令和3年	令和4年
労働基準監督機関から通報した件数	11	12	12
労働基準監督機関が通報を受けた件数	15	10	14

- (2) 地方運輸機関との合同監督・監査

トラック運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

令和2年	令和3年	令和4年
3	0	1

# 発着荷主等に対する要請の取組

## 1 荷主特別対策チームについて（令和4年12月23日編成）

### 【編成の目的】

- 道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。
- しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。

### 【荷主特別対策チームの概要】

#### ■ トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています

「荷主特別対策チーム」は、群馬労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する群馬労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。

#### ■ 労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。

#### ■ 群馬労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます

群馬労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。

#### ■ 長時間の荷待ちに関する情報を収集します

厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」(※)を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。



※URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/kovou\\_roudou/roudouki\\_jun/nimachi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/kovou_roudou/roudouki_jun/nimachi.html)

## 2 発着荷主等による長時間の荷待ちに対する取組

	令和4年12月～令和5年9月
「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた情報の件数	18
発着荷主に対する要請を実施した事業場数	272

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



# STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、  
**自動車運転者の長時間労働の要因**  
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも  
**長時間の荷待ちの改善**に向けて  
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、  
ぜひ**前向きに検討**をお願いします。



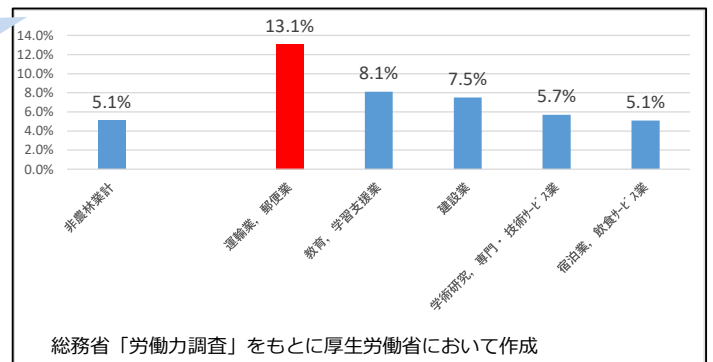
# 道路貨物運送業の実態

**⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多**

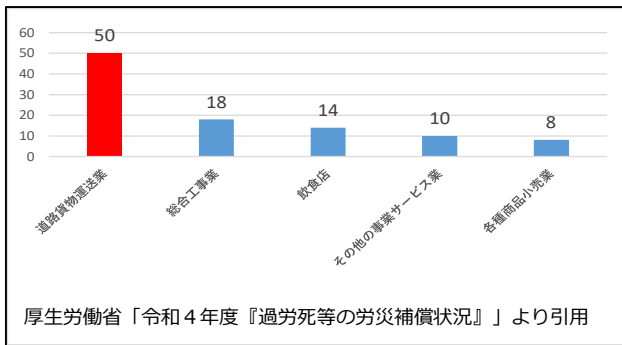
道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）  
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

## 社会インフラである「物流」の現状

**⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難**



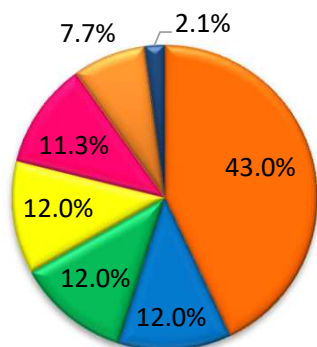
国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R5.7.31時点）

- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附帯業務
- 運賃・料金の不当な据置き
- 過積載運行の要求
- 無理な配送依頼
- 拘束時間超過
- 異常気象時の運行指示



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています



# 発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

## 1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

### 取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」  
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人  
全日本トラック協会 (2019/08))

## 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**  
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できない**  
**ような発注を行うことはやめましょう。**



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

## 3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**  
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする**  
**場合でも、事前によく相談して決めましょう。**



「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

## トラック輸送の「標準的な運賃」に、ご理解・ご協力をお願いいたします

「標準的な運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して**持続的に事業を行ううえで参考となる運賃**を国が示したものです。



持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださますようお願いいたします。



国土交通省「トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました」

# 「荷主」って誰のこと？



## お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

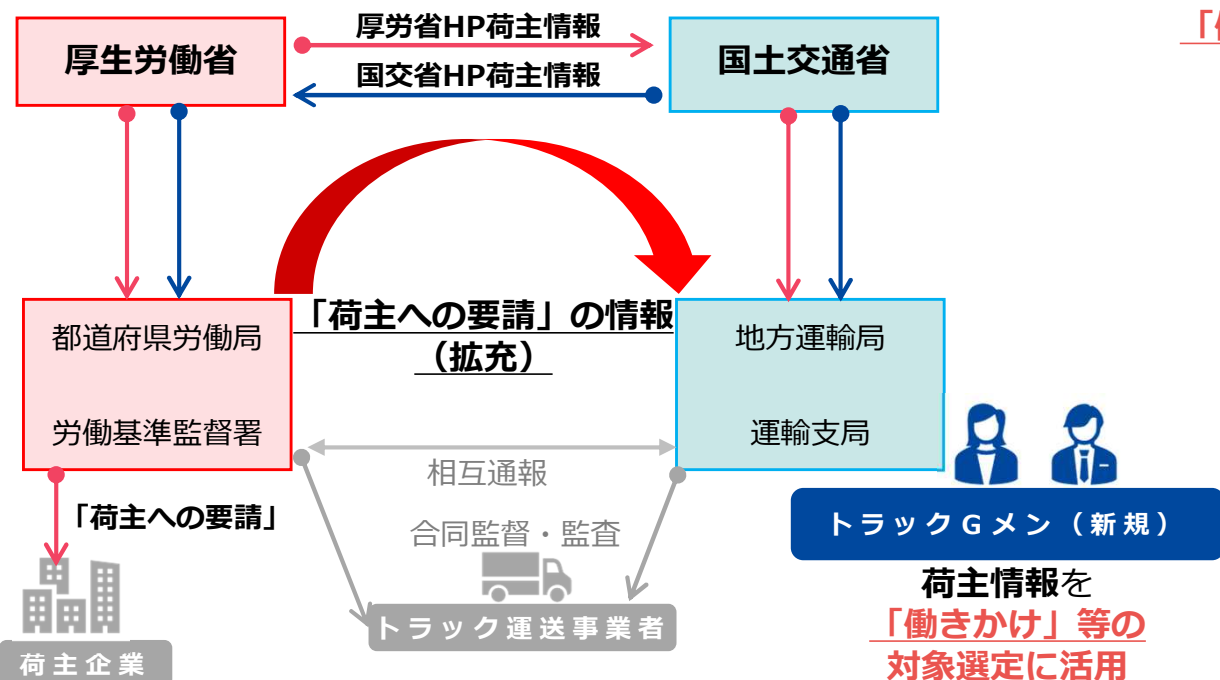
労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

# 「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化（令和5年10月～）

## ① 荷主情報提供の運用強化

現行の国土交通省への荷主情報提供に加え、

- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、**「荷主への要請」を実施した荷主の情報**を、広く国土交通省に提供し、**「トラックGメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用**



## ③ 「標準的な運賃」の周知強化

労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく**「標準的な運賃」も周知**

## ② トラック法に基づく「働きかけ」の連携強化

荷主企業に対し、新たに、

- **国土交通省のトラックGメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」**
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる事案については、**都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加**

